



速度規制の理由を明示しました (国道43号)



国道43号の速度規制は、交通事故防止の他、騒音・振動等の軽減を図るため、40km/hとしています。

概要

国道43号では、40km/hの速度規制を行うことにより、交通事故防止の他、騒音・振動等の軽減を図っておりますが、運転者の方に理解と遵守をお願いするため、道路標識に規制理由である「環境対策」と表示した補助標識を設置しました。

設置場所・距離



国道43号(兵庫県内)
神戸市灘区(岩屋陸橋西詰) ~ 尼崎市(大阪府との府県境)約20km
(灘、東灘、芦屋、西宮、甲子園、尼崎南警察署管内)



※ 大阪府内の国道43号(大阪市西淀川区~西成区北津守、約8.5km)においても大阪府警察が同様の施策を行っております。

「環境対策」
と表示した補助標識



環境対策



兵庫県警察



環境にやさしい運転を！